# 職員の給与等に関する報告及び勧告

ポイント

平成28年10月 沖縄県人事委員会

# I 本年の勧告のポイント

### 1 月例給・ボーナスともに引上げ

- (1) 月例給は、公民給与の較差934円(0.27%)を解消するため引上げ
- (2) 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間の支給割合を踏まえ、0.10月分引上げ

### 2 扶養手当の見直し

人事院勧告に準じて、配偶者に係る扶養手当の手当額をその他の扶養親族 と同額とし、子に係る手当額を引上げ

## Ⅱ 公民較差の算出

#### 【平成28年職種別民間給与実態調査】

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人 以上の事業所を対象に実施

・調査事業所数:137事業所

·調査完了率:89.0%(121事業所)

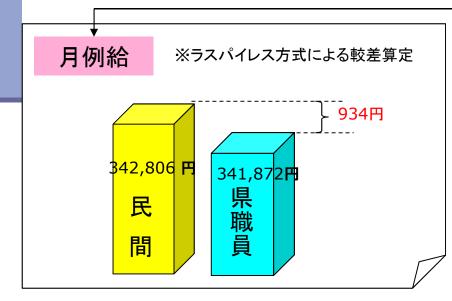
※137事業所中1事業所は調査時に規模不適が判明。

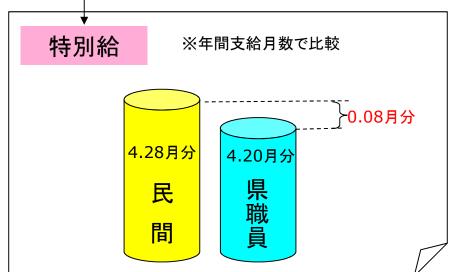
#### 【平成28年職員給与等実態調査】

比較

平成28年4月1日に在職する常勤職員を対象に実施。(ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。)

**4,411人** ← 行政職給料表適用-新規学卒者 (4,478人) (67人)





# Ⅲ 給与改定の内容①

### (1) 給料表の改定【勧告】

#### <行政職給料表>

- ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
- ·初任給引上げ (行政職大卒 現行176,700円 → 改定後178,200円)

#### くその他の給料表>

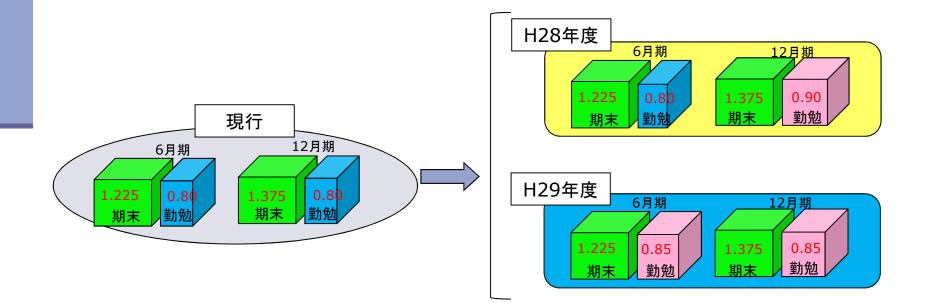
行政職給料表との均衡を基本に改定

# Ⅲ 給与改定の内容②

### (2) 期末手当及び勤勉手当 【勧告】

年間の支給月数

現行:4.20月分 → 改定後4.30月分



# Ⅲ 給与改定の内容③

#### (3) 初任給調整手当【勧告】

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定 (現行413,300円 → 改定後413,800円)

#### (4) その他の課題

#### ア 獣医師の処遇

他の都道府県との均衡を考慮し、初任給調整手当の支給期間の拡大など、処遇の改善に取り組む必要

#### イ 特地勤務手当

社会経済情勢の変化を踏まえ、国や他の都道府県の状況を考慮し、引き続き検討

# Ⅲ 給与改定の内容④

#### (5) 扶養手当の見直し【勧告】

- ア 人事院勧告に準じて、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額 を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)
- イ 激変緩和を図るため、平成29年度から段階的に実施

各年度における扶養手当の手当額(行政職給料表適用者の場合)						(単位:円)
大養親族 共養親族		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度 以降
配偶者	課長級以下(行政7級以下)	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	次長・統括監級(行政8級)	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	部長級(行政9級)	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	課長級以下(行政7級以下)	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	次長・統括監級(行政8級)	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	部長級(行政9級)	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

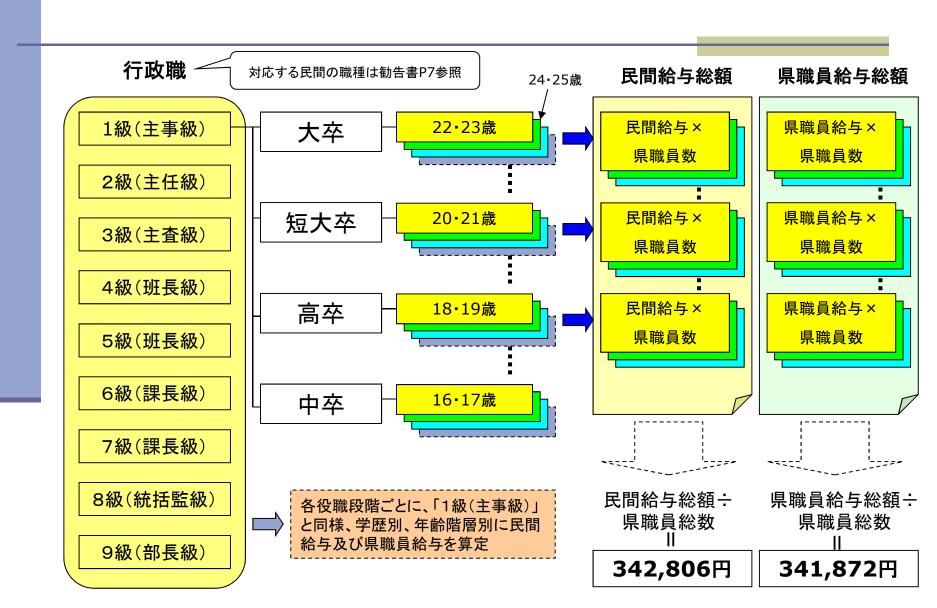
#### (6) 改定の実施時期

(1)及び(3)については平成28年4月1日から、(2)については条例の公布の日から、(5)に ついては平成29年度からそれぞれ実施

## IV 公務運営に関する課題

- ■勤務環境の整備
  - → 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理
  - → 仕事と家庭の両立支援の推進
  - → 心身の健康管理
- 能力及び実績に基づく人事管理の推進
- 多様な人材の確保及び育成
- 雇用と年金の接続
- ■服務規律の徹底

### (参考) 公民較差の算出方法(ラスパイレス比較)



## (参考) 職員の平均年収推移

